

## 第1 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

### 【施策番号27】

関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関又は団体に対し、地方協議会の活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。

### 〔取組状況〕

- 法務省において、平成26年9月に、全国の地方検察庁に対し、都道府県等から死因究明等推進地方協議会への参加等の協力要請があった場合にはこれに適切に応じるよう文書を発出して周知
  - その後も、協力要請があった場合には適切に応じるよう、全国の検察庁の幹部が集まる機会など、様々な機会を捉えて周知等
- 引き続き、死因究明等推進地方協議会の開催状況等を踏まえて、適切に対応

## 第2 死因究明により得られた情報の活用

### 【施策番号87】

こども家庭庁において、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業について、同事業から得られた体制整備に関する課題を検討し、その結果を反映させながら推進する。あわせて、同事業における好事例の横展開や予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))に関する普及啓発を図る。こうした取組を通じて、関係法令の趣旨、CDRの必要性及び重要性を踏まえ、関係省庁と十分連携しつつ、CDRの体制整備に必要な検討を進めていく。

### 〔取組状況〕

- 法務省においては、令和7年4月から開催されている「CDRの制度のあり方に関する検討会」にオブザーバー参加
  - CDR体制整備モデル事業から得られた体制整備に関する課題の検討状況を前提に、刑事訴訟法第47条の趣旨も踏まえ、関係省庁と十分連携し、CDRの体制整備に向けた対応の在り方について検討
- 引き続き、関係省庁と連携し、必要な対応をしていく

### 第3 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

#### 【施策番号89】

司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めていく。

#### 【取組状況】

- 検察庁においては、司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対し、丁寧に説明するよう努めている
  - 法務省としては、全国の検察庁の幹部が集まる機会など、様々な機会を捉えてこうした努力を継続するよう周知
- 検察庁及び法務省の双方において、引き続き、これらの取組を継続

### 第4 情報の適切な管理

#### 【施策番号93】

死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。

#### 【取組状況】

- 死因究明等により得られた情報も捜査情報の一つであるところ、検察庁においては、
    - ・ 従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払っており、捜査情報を含む情報管理の重要性について適宜研修等で周知し、
    - ・ 死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、刑事関係法令及び個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている
- 検察庁においては、引き続き、死因究明等により得られた情報を含む情報の適切な管理に努めていく